

支 払 基 金  
令和 2 年 12 月 15 日

調剤行為マスターの改定について

令和 2 年 12 月 15 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 31）」に基づき、下記のとおり調剤行為マスターを改定しましたのでお知らせいたします。

なお、内容については別紙をご確認ください。

記

新規調剤行為コードの設定（変更区分「3」：2 コード）

別紙\_調剤行為マスター登録内容の一部変更（R 2 . 1 2 . 1 5 現在）

調剤行為 コード	調剤行為名称	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
440010170	乳幼児服薬指導加算（薬剤服用歴管理指導料・6歳未満・臨時取扱）	3	12	3		新設		（変更年月日）令和2年12月15日
440010270	乳幼児服薬指導加算（かかりつけ薬剤師指導料・6歳未満・臨時取扱）	3	12	3		新設		（変更年月日）令和2年12月15日